

(書式 5 - 1)

破産法が定める詐欺破産罪の告訴状

告 訴 状

〇〇〇〇警察署長 殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日

告訴人 甲 印



告訴人 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号  
職 業 会社役員  
氏 名 甲  
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日  
電 話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

被告訴人 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号  
職 業 会社役員  
氏 名 乙  
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

第 1 告訴の趣旨

被告訴人の下記所為は、破産法第 265 条第 1 項第 1 号（詐欺破産罪）に該当すると思料されるので、被告訴人の嚴重な処罰を求めるため告訴する。

第 2 告訴事実

被告訴人は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号に本店を置き、〇〇業を目

的とする株式会社〇〇〇〇の代表取締役であり、同社は平成〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇地方裁判所から破産手続開始の決定を受け、同年〇〇月〇〇日、同決定が確定したところであるが、破産手続開始の申立を行う前から、資金繰りに窮し、銀行取引停止処分となり、もはや同社については破産手続開始申立をせざるを得ないと判断するや、同社の機材及び製品等が一般債権者の手中に帰するのを防ぐとともに、免責許可決定後その営業を再開しようという意図のもと、同社の機材及び製品等を隠匿しようとして、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号の倉庫を借りた上、平成〇〇年〇〇月〇〇日ころ、自己の利益を図り、同社の一般債権者を害する目的で、同倉庫に機材〇点及び製品〇点（時価合計〇〇万円相当）を運び込んでこれを隠匿したものである。

### 第3 立証方法

- 1 破産手続開始の決定書
- 2 隠匿状況を撮影した写真撮影報告書
- 3 参考人の陳述書
- 4 告訴人の陳述書

### 第4 添付資料

前記証拠

## 解説

### (詐欺破産罪)

本罪が成立するには、破産手続き開始の決定が確定する必要がある、これは客観的処罰条件と解されている。

また、本罪は「債権者を害する目的」で行われる目的犯である。

### (告訴事実)

客観的処罰条件である破産手続き開始決定の確定について、確定の年月日を明確に記載することが必要である。

### (立証方法)

財産が隠匿されている事実とその状況が立証できれば、隠匿の状況によって「債権者を害する目的」があったか否かは自ずと推認されることが多いと思われる。

### (添付書類)

前記証拠を添付すれば足りる。